

市が相談に応じられない確定申告

- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の申告
- ・株式の譲渡所得など（損失繰越を含む）の申告
- ・土地建物などの譲渡所得の申告（公共事業で市や県に売却した場合のみ受付可）
- ・先物取引に係る雑所得などの申告
- ・仮想通貨に係る雑所得などの申告
- ・青色申告決算書の書き方相談（市・県民税申告を含む）
- ・青色申告

令和元年分以前の過去の申告

※複雑な計算などが必要なため、相談に応じることができません。税務署か、税理士（有料）にご相談ください（作成済みの確定申告書の提出は可）

社会保険料控除資料の発送

【問合せ】 税務課 収税班
☎773-6669

令和2年中の国民健康保険

税、介護保険料、後期高齢者医療制度の納付額をお知らせする「社会保険料控除資料」を1月29日（金）に発送します。市・県民税申告や所得税の確定申告にご利用ください。（到着までに4〜5日かかる場合があります）

遺族年金と障害年金から特別徴収されている人で、資料が必要な場合はお問い合わせください。

※令和2年中に、年末調整用に資料を請求した人（事業所での一括請求を含む）、社会保険料を年金からの特別徴収（天引き）のみで納付の人には郵送しません

要介護認定者 税申告用「障がい者控除対象者認定書」の発送

【問合せ】 介護保険課 介護保険係
☎773-6675

確定申告と住民税申告に必要な「障がい者控除対象者認定書」を1月29日（金）に発送します。（到着までに4〜5日かかる場合があります）

対象者は、令和2年12月31

日現在、65歳以上の要介護認定者で、税申告の「障がい者」か「特別障がい者」に該当する人（令和2年中に亡くなった人を含む）です。

次の人は対象外です

- ・要介護認定者ではないが、認定基準に該当していない
- ・障害者手帳か療育手帳を持ち、それによる所得控除額が同額が多い
- ・転出をした（住所地特例による転出は除く）

令和2年12月30日以前に要介護認定の有効期間が終了し、更新申請をしていない

※控除額などは、税務課（☎773-6668）にご確認ください

スマートフォンで申告（スマホ申告）を始めませんか？

【問合せ・予約】 小千谷税務署 個人課税第一部門
☎0258-83-0274

税務署では、混雑する確定申告会場に出向かずとも簡便に手続きが完了するスマホ申告を勧めています。スマホ申

告に関する講習会を開催します。ぜひ、おこしください。

日時 1月29日（金）
午前10時30分〜正午、午後1時30分〜3時

会場 本庁舎2階大会議室

定員 各回20人

持ち物 スマートフォン、運転免許証などの本人確認書類、e-Taxの利用者識別番号などの通知

※利用者識別番号はお持ちの人のみ

事前予約 1月22日（金）まで 注意事項

- ・スマホ申告をe-Taxで送信・提出するには、送信用のID・パスワードか、マイナンバーカードと対応のスマートフォンなどが必ず必要です。
- ・マイナンバーカード対応のスマートフォンは、国税庁ウェブサイトで確認できます。
- ・当日、会場では、送信用ID・パスワードの発行ブースを設置します。
- ・送信用ID・パスワードは、税務署で5分程度で発行できます。（事前予約制）

※e-Taxで送信できるI

D・パスワードの申請は、税務署職員と納税者本人との対面による本人確認が必要ですが（家族の代理申請はできません）

税申告前に国保高額療養費を申請してください

【問合せ】 市民課 国保年金係
☎773-6661

令和2年12月分の医療費が、国民健康保険の高額療養費に該当する見込みの人は、高額療養費の申請を済ませてから税申告をしてください。

高額療養費に該当する場合は、申請案内を診療月から早くて2か月後に送付します。

令和2年12月分の申請案内は、2月下旬に発送予定です。

国民健康保険の高額療養費に該当するかどうかは、お問い合わせください。

※先に税申告を済ませると、税の修正申告が必要な場合や、高額療養費の受け付けができない場合があります